明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

幹部候補者き章 （海曹長。ただし、女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。）	冬服バンド及び第一種夏服バンド	丙階級章 （幹部自衛官及び准海尉。ただし、女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。）
［略］	［略］	［略］

○

▷

幹部候補者き章 （海曹長。ただし、女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。）	冬服バンド及び第一種夏服バンド	丙階級章 （幹部自衛官及び准海尉。ただし、女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。）
［同上］	［同上］	［同上］

○